

平成20年度第5回明野廃棄物最終処分場安全管理委員会議事録

(通算第8回)

日 時：平成21年3月24日(火)午後1時30分から午後2時10分

場 所：北杜市明野総合支所2階大会議室

出席者： 委員

上神取区長	所 和 男(代理出席)
下神取区長	嶋津 英樹
御領平区長	皆川 賢也
浅尾新田区長	鷺津 義芳(代理出席)
浅尾区長	輿水 幸人
中込区長	清水 章弘
浅尾原区長	雨宮 智博
東光区長	深沢 利雄
北杜市副市長	曾 雌 源興
北杜市生活環境部長	細川 清美
北杜市環境課長	比奈田義彦
北杜市明野総合支所長	八代 忠夫
山梨県森林環境部理事	橘田 和正
山梨県森林環境部環境整備課長	橘 田 恭
山梨県中北林務環境事務所長	苗 村 仁(代理出席)
事務局	
財団法人山梨県環境整備事業団専務理事	石合 一仁(委員兼務)
財団法人山梨県環境整備事業団事務局長	窪田 敏男(")
財団法人山梨県環境整備事業団明野建設事務所長	山本 敏夫(")
財団法人山梨県環境整備事業団総務課長	数野 一郎(事務局)
財団法人山梨県環境整備事業団業務管理係長	野中 俊宏(")
欠席	
山梨大学名誉教授	中村 文雄
山梨大学工学部教授	金子 栄廣

配付資料

次第

席次表

委員名簿

公害防止協定の細目的事項説明資料(資料 No.1)

公害防止協定・細目規程(案)(資料 No.2-1)

公害防止協定・細目規程(案)(資料 No.2-2)

施設配置計画平面図等(資料 No.3)

< 総務課長 >

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成20年度の第5回明野廃棄物最終処分場安

全管理委員会を開催いたします。私は本日の司会を務めます環境整備事業団の総務課長の数野です。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。次第と席次、資料ナンバー 1 番、2 番、その他の資料としまして公害防止協定書、当事業団の情報公開に関する規程、個人情報の保護に関する要綱、処分場の写真等です。お手元に資料のない方は事務局にお申し出ください。

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。なお設置要綱の規定によりまして、本会の委員長が議長を務めることになっておりますので、首雌委員長さん、よろしくお願いいたします。

<委員長>

それでは設置要綱の規定によりまして私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進められますよう委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

<議長>

それでは、早速ですが議題の(1) 公害防止協定の細目的事項について事務局の説明をお願いいたします。

<事務局長>

それではお手元に配布しました資料ナンバー 1 を説明してまいります。内容につきましては緊急時の廃棄物受入の規定ということです。めくって頂いて 1 ページ、前回ですが細目規程の諸規程について幾つか規定の説明をさせて頂いて、そのなかで、上にありますように前回の説明資料ということで掲げさせていただいておりますが、緊急時の廃棄物の受入の規定として、天災その他のやむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは市と協議のうえ受け入れることができるということで、災害廃棄物等の受け入れについて例外規定を定めるものです。市と協議のうえそこに掲げているような項目について適用除外の対象とするもので、1 番から 5 番まで掲げてありますが、そういうものについては市と協議のうえ受け入れ可としますという説明をしましたが、具体的にどのような場合にどのような規定を適用除外としたり緩和するかというものについて、もう少し細かい説明をして頂きたいという前回のご意見でありましたので、改めて資料を追加させて頂いて説明をさせて頂くものです。

1 ページの下の方ですが、改めて緊急時の廃棄物の受け入れの規定ということでそこに掲げさせて頂いておりますが、細目規程では第 7 条になります。事業団は第 2 条から前条までの規定に関わらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、市と協議のうえ受け入れることができるものとする、という規定でございまして、具体的な内容については、受け入れを想定している廃棄物は災害廃棄物だということでございます。自然災害等により短期間に大量に発生する災害廃棄物については、被災地域の復旧、復興に向け早期に処理する必要があり、受け入れにあたっては必ずしも平常時の廃棄物受入基準や搬入管理規程を満足できない、充足できない状況も想定されると。このため災害廃棄物の受け入れにあたって廃棄物処理の緊急性と環境保全の配慮との兼ね合いを勘案するなかで、市と協議のうえ廃棄物の受入等に関する規定、具体的には第 2 条から第 6 条ということで、後ほど説明していきますが、一部について緩和ができるという規定を設けるものです。

想定している廃棄物は災害廃棄物ということで、次の 2 ページで災害廃棄物とは何かということについて説明をしたいと思っております。まず上の方ですが、災害廃棄物とは地震や洪水等の災害

に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物の総称ということで、具体的には下の絵にありますように、大きくは、し尿、生活ゴミ、粗大ゴミのような一般廃棄物の部分と、建物が損壊したときに出てくるガレキですね、解体廃棄物、災害廃棄物は大きくは2種類、細かくは4種類に分けられるということでございます。これ全体を災害廃棄物というふうに呼んでおりまして、その一番下の方に処理ステップということで小さい字が書いてございます。まずこういう災害廃棄物が生じたときに第1段階としてはし尿とか生活ゴミ、こういうものを何とかしなければならぬというのが災害の発生直後から1週間程度で生じるということです。そういうものの片づけが一段落しますと、家財道具等を整理するということで1、2週間程度ののちに粗大ゴミを整理しなければならぬということがありまして、最終的にそれ以降につきましてはインフラ整備というか、建物が損壊したものの整理をする、損壊した建物を解体してきれいにするということが出てきます。災害廃棄物は全体をこのように4種類に大きく分類していますが、狭義、狭い意味では右側の被災建物の解体撤去に伴い発生するコンクリート塊とか木くず、金属くず、廃プラスチックの混合廃棄物、通称ガレキを災害廃棄物と呼んでおります。災害廃棄物の処理責任につきましては市町村が災害廃棄物処理計画というものをたてまして、そのなかで主体的に処理をしていくということになっております。処理の中味ですが、左側の一般廃棄物、これにつきましては従来から市町村の処理ルート、し尿処理施設だったりごみ処理施設だったり、というものがありますので、そういうものを通じて処理をしていくと。なお、緊急時でありますから、施設が損壊していれば自分のところではできない部分がありますので、他市町村の応援を受けながら処理をしていくということになります。一方右側のガレキ類、産業廃棄物である解体廃棄物、狭義の災害廃棄物につきましては、左側の生活系の一般廃棄物が一段落した後、少し時間をかけて処理をしていくことになるわけですが、これにつきましては市町村が処理主体になりますが、手持ちのごみ処理施設では処理ができないということがございます。後ほど説明しますが、一旦はどちらかに保管をして期間をかけて処理をしていくというふうなことになるまして、民間の専門業者、産業廃棄物処理業者に委託をして逐次、段階的に処理をしていくということになります。

次に市町村が災害廃棄物処理計画をたてるということになっておりますが、その策定について説明をしたいと思います。環境省の通知によりまして各市町村においては災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、水害廃棄物と震災廃棄物の対策指針をふまえ、計画的な災害廃棄物の処理が可能となるよう予め処理計画を策定することが求められております。そこにありますように、そもそもの基本的な法律は災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、水防法というものがございます。それと廃棄物ということでございますので、廃棄物処理法と、この4つの法律が基本になりまして、環境省では防災業務計画というものがたてられております。それを受けまして県では県地域防災計画というものをたてております。そういうものや環境省の震災、水害廃棄物対策指針をふまえ、各市町村では、市町村地域防災計画なりそれをさらに詳細にした災害廃棄物処理計画というものをつくり、災害廃棄物がスムーズに円滑に処理できるように計画策定がされているところであります。本県におきましても東海大地震ということが想定されておりますので、県の地域防災計画がつくられておりますし、各市町村においてもほとんどの市町村で、災害廃棄物処理計画のレベルまでいかなくても地域防災計画のレベルのなかで廃棄物の処理についても計画がされております。

こういう計画を受けまして、災害廃棄物、災害があったときの処理事業がどうなるのかというものが次の3ページになります。万が一ということで、起こらないのに越したことがないわけですが、起きたときにはどうなるのかという流れが3ページになります。まず先ほどお話を

しましたように、し尿、生活ゴミ、粗大ゴミの一般廃棄物のものにつきましては市町村の通常のルートのなかでやりくりしたり、他市町村の応援を受けながら処理するということでありますが、最後に残る、長期的に残るというものはガレキ類、被災家屋の解体撤去に伴って出てくる災害廃棄物、狭義の災害廃棄物ということになります。こういうものについては、災害が大きければ短期的に処理できないということで、長期的なスパンのなかで処理をするわけです。あとで見て頂きたいのですが、4ページ以降に新潟県中越地震による災害廃棄物の処理状況に係る資料がありますが、6ページの下の方に「災害廃棄物の処理は3つのステージ」とありまして、その右側に第3ステージ、解体廃棄物、ガレキの処理とあります。これにつきましては緊急性は小だけども処理期間は長期ということで、処理の期間が1年以上必要ということで、実際に新潟県の中越地震におきましては災害廃棄物の処理は1年ないしは2年もかかって処理がされているということです。新潟県の方では中越地震の後に、19年には中越沖地震もありましたり、またその途中に豪雨災害があったりということで、なかなか中越地震の災害廃棄物についても処理が完全に100%完了していないというような状況を聞いております。そのような状況でありまして、ガレキ類等の災害廃棄物につきましては処理は長期にかかる、災害規模が大きい場合は長期にかかるということでございます。3ページに戻りますが、市町村におきましては具体的な災害廃棄物処理計画があるわけですが、災害の状態に応じてさらにその詳細な実施計画というものをつくって処理をしていくということでございます。そこにありますように、具体的には仮置き場ということで、仮置きして処理する場所を市町村であらかじめ確保、計画化しております。実際災害に遭遇した時点でその仮置き場を確保して、災害廃棄物を持ち込んで、そこで分別をする、また施設が、中間を処理する施設が民間にあればそういうところに出せば良いわけですが、なかなか災害時には処理をするような施設が間に合わないということがありますので、仮置き場で分別とか破碎をするわけですが、どうしても精密な破碎ができないということで、荒っぽい分別というようなことになります。できるだけ分別、資源化があって、焼却ができる可燃物につきましては右側の焼却処理に回しますし、資源化できるものはリサイクルする、どうしても分別リサイクル不可能なものについては最終処分場に処分するしかないということで、私どもの関係では明野処分場に持ってきて貰う、というような形になります。

こういうふうなことで、災害廃棄物処理事業というのが流れていくわけですが、それでは明野処分場にこういう災害廃棄物を受け入れる場合に、具体的にはどういうふうな緩和措置が考えられるかということでお示ししたのが、3ページの下にございます。災害廃棄物の処理の特徴としては、解体廃棄物が主ということでガレキ類が出てくるということと、それから災害ということで緊急処理をするということですが、こういうガレキ類の処理については比較的災害の規模が大きければ短期的に処理することは不可能になり、長期的な計画的な処理のなかで処理をしていかなければならないということがあります。そういう前提条件のなかで、さらにそこにありますように緊急時の受け入れの前提条件ということで考えておりますのは、明野の場合につきましては受入廃棄物の種類というのは協定のなかで産業廃棄物12種類、一般廃棄物1種類ということが決められていますが、この種類は変えることはございません。さらに、今お話ししましたように受入廃棄物は狭い意味での災害廃棄物ということで、ガレキ類ですね、解体廃棄物のみを処理するというので、そういう品目に限って受け入れることになります。それから基本的には中間処理を行うということで、細かい中間処理ということで平常時の分別破碎までは望めませんが、ある程度中間処理を行った後の処理残渣を受け入れるということでございます。完璧な処理はできないけれども簡易な中間処理をしてある程度破碎と分別を行っ

たあとのものについて受入をするということです。

もう一つ、アスベスト廃棄物の受入につきましては、すでに中越地震もありますし、その前の神戸の大震災もありますし、中越沖地震もあり、いろいろな地震、災害をふまえて、アスベスト廃棄物につきましても厳密な取り扱いをして、環境に負荷を与えない、影響を与えない取り扱いが望ましいということになっておりますので、明野におきましてもアスベスト廃棄物の受入については平常時と同様に解体する時点で飛散しないような措置を講じて、その後は明野の受入基準、アスベスト廃棄物の受入基準を遵守して頂いて特別な緩和措置をしないということにしたいと思っております。そういう前提条件のもとで関係する条項について想定される緩和内容を示したものが下の表でございます。

第2条のなかに廃棄物の受入基準というものが決まっております。具体的には産業廃棄物12種類、一般廃棄物1種類の全部で13種類につきまして、主に受入の大きさは、概ね最大径が幾つということで、平均的には概ね30cm以下、大きいものは1m以下、小さいものは15cm以下としており、概ね30cm以下に破砕したものを受け入れるということになっておりますが、お話ししましたように破砕や分別はするもののやはり十分な破砕、分別ができないということもありますので、最大径、大きさについては基準にあわないものも出てくるだろうということで、ガレキ類、解体廃棄物については、受入基準の緩和ということで、少し大き目のものも受け入れざるを得ないかなということを想定しております。それからアスベスト廃棄物については規制緩和しないということで平常時と同様の取り扱いをすることとしております。

第3条の関係につきましては受入廃棄物の事前審査ということで、まず受入廃棄物を持ってくる事業者、排出事業者は、委託契約を事前に申し込んで頂いて現地調査をして、良いということについて委託契約を結んで運んできて貰うという内容になっておりますが、災害時でありますのでなかなか原則どおりにいかないという部分がありますし、また、災害廃棄物につきましては市町村が主体となって具体的に解体家屋を撤去したりする場合には、解体業者とか産廃業者を指定する、指定業者という制度をとって、災害廃棄物の処理をするということになっておりますので、市町村の指定業者リストというものがございます。そういうものの情報提供を私どもが受けることで委託契約申込書の省略をすることもあるという内容でございます。

第4条は、営業日及び受付の時間等ということですが、これにつきましては、災害廃棄物ということで処理に緊急を要する場合がありますので、基本的には営業日、土日はお休み、受付時間も昼休みがあって、時間は9時30分から4時までが受付というふうな受入基準がありますが、そのとおりにはいかない部分があるということで、休業日や昼休み時間等の受け付け、終了時間なども緩和しなければならないという考え方です。

第5条は搬入車輛の規制ということで、これにつきましては決められた搬入ルートを通って処分場に受け入れるというふうになっておりますが、災害時ということでございますので指定搬入ルートそのものが損壊など確保できるかなということもございまして、それぞれ市町村におきまして災害廃棄物を処理する場合の仮置き場というものを設けて、そこから運んでくるということがございますので、必ずしも搬入ルートを通らない場合も想定されるということで、そういう部分の規制緩和があるのではということです。

第6条は廃棄物の搬入管理ということで、廃棄物につきましては当然のことながら事前チェックをしたなかで、処分場に持ってきたときには目視、展開検査をして十分受入基準に合っているかどうかを確認するということになっておりますが、災害廃棄物につきましては仮置き場で分別、中間処理をするということになっておりまして、市町村における仮置き場での検査が実施されるということもふまえて、一部、目視、展開検査を省略することもあるのかなと

いうことを考えております。

以上が災害廃棄物を受け入れる場合の緩和措置の想定される具体的な緩和内容ということでございます。具体的にどの程度まで緩和するのか、緩和できるのかということにつきましては、先ほどお話ししましたように災害が起きてから処理をするには長期的な、市町村の災害廃棄物処理計画に基づきまして処理をするわけですけれども、ある程度処理に長期間かかるということで、その状況をふまえて市町村と協議をしながら、あるいはその協議の内容につきまして安全管理委員会にお諮りしながら緩和の措置を具体的に決めて、災害廃棄物の処理がスムーズにできるよう実施していきたいというふうに考えております。

次に、4ページから7ページまでが新潟県中越地震による災害廃棄物処理状況ということで、平成16年10月に起きた中越地震における新潟県の処理状況、処理方針、具体的な処理の内容についてまとめたものでございますので、参考にして頂きたいと思っております。なお、この中越地震におきましてはおよそ60万トンのガレキ類が発生し、そのうち10万トンを最終処分場で処理をしたということを聞いておまして、一部が新潟県の公共関与の処分場、エコパークいずもざきですが、そちらのほうで処理をした実績があるということも聞いております。以上が緊急時の廃棄物の受入規程ということで説明をさせていただきました。

<議長>

事務局の説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。よろしければ以上で公害防止協定における細目の事項につきましては終了させていただきます。

次に(2)の公害防止細目規程の案について議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局長>

それでは資料ナンバー2をご覧ください。明野廃棄物最終処分場(仮称)にかかる公害防止細目規程ということで、この前文につきましては前回の安全管理委員会でお示した内容と同じでございますが、それにこれまで検討して頂いた内容をふまえて、別紙ということで1ページから9ページまで付けております。これが公害防止協定に基づくさらに細かい細目規程について集大成したものになります。

この前にお示した内容と異なる点が一点ございますので説明させていただきますが、資料の別紙の関係の2ページ、別表1ということで廃棄物の受入基準というものがございます。これについては、その赤字の部分をお示した表のなかに付け加えさせて頂いております。基本的には廃棄物の種類につきましては協定のなかで定められておりますから、産業廃棄物12種類、一般廃棄物1種類、これについては変わっておりません。ただ実際に受け入れる場合に、同じ産業廃棄物の種類であっても多少性状の違うものがあるということで、今まで説明させて頂いたものに加えまして、そこにありますように、4項目目のガラスくず、コンクリートくず、それに陶磁器くずについて、このなかには廃石膏ボードというものが含まれておりますので、廃石膏ボードにつきましては飛散性があるということがありますので、飛散防止措置を講じたものという要件を、受入条件として付け加えさせて頂いております。

もう一点、下の方になりますが、上記産業廃棄物のうち建設系混合廃棄物についての受入条件ということで、建設系の混合廃棄物についてはそもそもはガレキ類を主体としたもので、それ以外の廃プラスチックだとか金属くず、あるいは紙くずだとか木くず、繊維くず、こういう

ものを混ぜ合わせたものでありまして、そういうものにつきましてはできるだけ選別をして頂いて、資源化の措置をとって頂いた後で、どうしても残ってしまったものだけを受け入れるというふうな基準にさせていただきます。具体的には、選別等により資源化物を採取した後の分別不能物である、こういうようなものについて受け入れるように、できるだけ分別した後のものについて受け入れるということで、今まで示したよりも厳しくしたという内容になっています。

前にお示した内容のなかで変わったものはこの2ページの表の部分だけでございます。あとはこの前説明したものと同様の内容になっております。私どもとしてはこの内容で、事業団として公害防止細目規程というものを提示したいというふうに考えております。以上で説明を終わらせて頂きます。

<議長>

ご質問ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

<委員>

すいません、よろしいですか。

<議長>

はい、どうぞ。

<委員>

先ほど赤色で追加された部分のところで、分別不能物という言葉がちょっと理解できなかったのですが、なんとなく違う言葉で解釈しようとする、訳のわからないものという言葉が出てきてしまうんですけども、ニュアンスがちょっとよろしくないかなという感じがしているんですけどもどうでしょうか。

<業務管理係長>

そうですね、言葉の誤解を招きやすいという部分があるのであれば、そのへん私ども分かり易く工夫させていただきますが、もともとの心としましては、要するにゴミの排出現場ではできる限り分別して頂いて、ゴミを減らして持ってきて頂きたいというのが私たちの心情なんです。実際の現場では機械的に選別したり、人の手で分別した後、100%全部ゴミを除いて土になりましたとかっていいきれないものも現実にございまして、そういったものが結構各地で悪さをしていると、積んでしまって持っていく場所がないという実情があるものですから、今回こういった分別がもうできなくなってしまったものも受け入れようということを決めたんですが、昨今色々な業者の方から話を聞くと、分別できないものを持ってきても良いよとすると、安直な人はぐちゃぐちゃに持ってくるよといったようなご指摘もあったものですから、あえて一回資源化をしてもらって、分けられないものになった段階でようやくうちも受け入れましょうという心でこれを加えました。確かに分別不能物というと初めから得体の知れないものというような表現にとられかねませんので、このへんをちょっと細かく言葉の不具合を変えさせていただきます。

<議長>

よろしいでしょうか。

< 委員 >

はい。

< 委員 >

議長。

< 議長 >

はい、どうぞ。

< 委員 >

このあいだ浅尾の住民の見学会の時に、粉じん測定の話が出たと思うんですが、その時の説明で、場外の田、畑地地域でも住宅地域で測定を考えていますという説明をなさったはずなんですが、その点はどうされますか。

< 業務管理係長 >

あのときの説明はですね、アスベストの粉じんを測りますかという話でしたが。

< 委員 >

これで見ると、敷地境界の2箇所、それから処分場内ということで指定されていますが。

< 業務管理係長 >

あとき答えたのは、敷地境界は処分場の直近の民家の場所で行わないんですかという質問があったものですから、それはその時の風向によって対応して、例えば風が西風であれば測定場所を東側に移して行きますという回答をさせて頂いています。

< 委員 >

はい、わかりました。

< 議長 >

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか、よろしければ議題2の(2)の公害防止細目規程案につきましてはこれで終了とさせて頂きます。次は(3)のその他ですが事務局から何かありますか。

< 事務局長 >

それでは、今年度の安全管理委員会はこれで終了ということでございます。安全管理委員会につきましてはまだ当然のことながら来年度も継続するわけですが、区長さん方には今年度は委員としてご苦労さまでした。新しい区長さんが選出される時期かと思いますので、この内容につきまして遺漏のないように引き継ぎをお願いしたいと思います。もし書類等に不足があれば私どもに言って頂ければご用意させて頂きます。

来年度の予定としましては、ご承知のとおり5月20日にセレモニーをして操業を開始するというところでございますので、それまでに完全に私どもの処分場運営の諸規程を整備すること

としております。あとは安全管理委員会の関わりでいいますと、一番重要なものは安全、安心ということですので、環境モニタリングの調査、安全に施設が稼働、運営されているかということを確認して頂く調査がございますが、そういうものにつきまして、調査計画だったり、あるいは調査結果であったり、そういうものをお示ししてご意見を頂くということで、今後とも安全管理委員会を着実に運営していきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次回の委員会につきましては新しい体制になりましてから、お知らせをするということをお願いしたいと思います。以上です。

<議長>

それでは委員の皆様方から何かお気づきの点とかご意見がありましたらお願いします。

<委員>

この間、浅尾の住民の処分場の見学にご協力頂きましてありがとうございました。そのなかで出た色々な一般住民からの要望事項や、数々の意見が出ていたと思っておりますので、新年度におかれましても新しい委員が浅尾から出席することになりますが、是非一般住民の声、我々がこの場で述べる意見の大事なんですが、この間見学会で一般住民から出た意見も是非最大限に考慮して頂いて今後の安全面の確保に役立てて頂ければと特にお願いしまして、よろしくお願い致します。

<議長>

ありがとうございました。それ以外にありますか。

<委員>

私もちょっとよろしいでしょうか。一、二度欠席させて頂きまして代理の方に出て頂いたこともありまして、聞き落としたのかもしれないのですが、処分場の公害防止細目規程案で、案がとれるのは、どういうふうなことで決定されるのでしょうか。

<事務局長>

細目規程につきましては、安全管理委員会の意見をふまえて、事業団のほうで定めるということになっておりますので、手続的にはここにお示した内容を細目規程ということで事業団で決定したいと思います。決定したら色々な手段でお示しさせて頂きますが、基本になるのはこの案がとれた内容が細目規程になるということをご理解頂きたいと思っております。なお、先ほどご指摘がありましたように、一部の字句等の修正はあるかもしれませんが、基本的にはこの内容で定めようと考えております。

<議長>

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の議事はこれで全て終了となります。議長の任を解かせて頂きます。どうもありがとうございました。

<総務課長>

曾雌委員長様には円滑な議事の進行をありがとうございました。また、委員の皆様には長時

間にわたりましてご審議頂きましてありがとうございました。ただ今をもちまして本日の安全管理委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

- ・ 議事終了

- ・ 閉会